

# 公共交通等広告を活用した愛媛県のイメージアップ業務 仕様書

## 1 業務名

公共交通等広告を活用した愛媛県のイメージアップ業務

## 2 業務の目的

大阪・関西万博が開催される大阪において愛媛県のPRを実施することにより、関西圏在住者や大阪・関西万博来場のために大阪に来た観光客に対して愛媛県の認知度向上を図り、愛媛県への観光誘客を促進させる。

## 3 委託期間（予定）

契約締結の日から令和7年9月30日まで

## 4 委託料上限額

7,373千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※広告媒体の使用料も本委託料に含まれます。

## 5 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、決定するものとする。

### (1) 広告物の企画

#### (ア) ターゲット

関西圏在住者及び大阪・関西万博来場等のために来阪した観光客。

#### (イ) 広告媒体

大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）の御堂筋プレミアムライナーを利用することとし、基本パッケージ及び有料オプションの選択・組合せについては企画提案による。

#### (ウ) 広告掲出時期

愛媛県が確保する令和7年8月の広告枠にて掲出するものとする。

#### (エ) 作成する広告内容

デザインには以下の項目を盛り込み、愛媛県への誘客につながる、インパクトのある広告物とすること。

なお、愛媛県イメージアップキャラクターであるみきちゃん等のイラスト等を利用する場合は、愛媛県イメージアップキャラクターみきちゃん等使用要綱及び愛媛県イメージアップキャラクターみきちゃん等デザインマニュアルに従い利用すること。

①愛媛県観光コンセプト「疲れたら、愛媛。」

②愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」等

③大阪・関西万博への愛媛県ブースの出展（予定）

・出展期間：令和7年8月27日～30日

・ 出展場所：Expo メッセ「WASSE」《 North 》

(2) 広告媒体社との連絡調整及び広告物の製作・納品等

上記により企画した広告物に関し、広告媒体社への広告枠等の申込み、広告物の製作・納品、媒体使用料の支払い及びこれらに必要な調整・連絡等、本件広告掲出に必要となる一切の業務。

(3) 広告物に関するデータの愛媛県への納品

広告物に関するデータを愛媛県に提出すること。

## 6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後、受託者が提案した企画提案をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、事業計画書を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 受託者は本業務終了後、実績報告書を作成し、愛媛県の検査を受けること。

(3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

(1) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

(2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決しなければならない。

(3) 受託者は、以下の「8 著作権等の取扱い」～「11 その他」について、再委託先に遵守させなければならない。

## 8 著作権等の取扱い

(1) 著作権及び著作者人格権

広告物及びそのデータ（以下「成果物」という。以下同じ。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、愛媛県に帰属する。ただし、既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれる場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

また、愛媛県が認める場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、愛媛県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

(ア) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

- (イ) 受託者は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (ウ) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (エ) 著作権等の取扱いについて、ここに定めのない事項は、愛媛県と受託者で協議の上、処理することとする。

## 9 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使  
用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく  
公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 個人情報の保護

受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

## 11 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、愛媛県と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適  
宜報告すること。
- (2) この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて愛媛県と協議の上処理  
するものとする。
- (3) 本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (4) 本業務により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 愛媛県が保有している観光地等の写真データを本事業で利用しようとする場合は、  
愛媛県と受託者の協議により利用の可否を決定するものとする。